

# 動物検疫所長が定める具体的事項 (指定外基準)

家畜伝染病予防法（第36条、第37条他）（施行日：令和8年7月1日）  
指定禁止物の新設など

家畜伝染病予防法施行規則（第45条他）  
指定検疫物の範囲明確化など

— 消費・安全局長通知（令和8年7月1日付け8消安第1942号）

家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するもの（指定禁止物）及び同法第37条第1項の農林水産大臣が指定するもの（指定検疫物）から除外する基準等について

製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものを定義

— 動物検疫所長通知（令和8年7月1日付け8動検第252号）

「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について  
通知内で、分類ごとに判断基準、物の具体例などを規定

# 監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの

家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するもの(指定禁止物)及び同法第37条第1項の農林水産大臣が指定するもの(指定検疫物)から除外する基準等について(令和8年7月1日付け8消安第1942号)(消費・安全局長通知抜粋)

1「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」は以下のいずれかに該当するものとして、動物検疫所長が定めるものとする。

- (1)加熱、消毒等の製造工程に照らし、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない物
- (2)用途に照らし、監視伝染病の病原体を拡散するおそれがない物
- (3)医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の承認を得ている物

2 動物検疫所長は、1の規定に基づき1の(1)から(3)までに該当する具体的な物の例その他必要な事項(製造工程、用途等)について、家畜衛生等の専門家に意見を求めた上で、動物衛生課と協議の上、動物検疫所ウェブサイトにおいて公表するものとする。



「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について(令和8年7月1日付け8動検第252号)(抜粋)

動物検疫所長が、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として定める具体的事項は別紙のとおりとし、以下により運用する。

指定外

- 1 輸入者の責務
- 2 家畜防疫官による検査

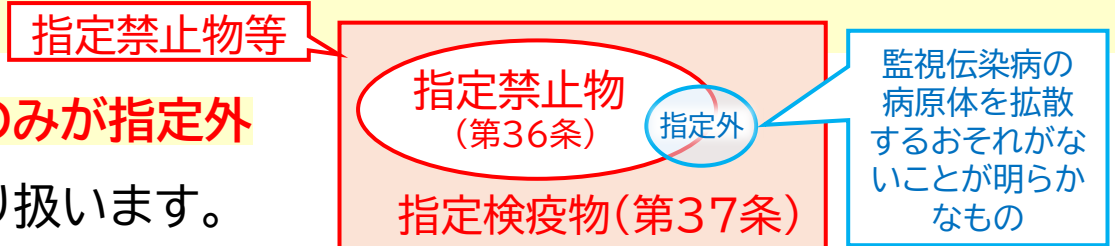
別紙 具体的な基準を規定(=指定外基準)

# 指定外基準の基本的な考え方

- 指定禁止物等に由来する物のうち監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなものの基準を公表
- リスクに応じて行っている現行の対応を明文化

★ 指定禁止物等に由来する物のうち基準に該当している物のみが指定外

いずれの基準にも該当しないものは指定禁止物等として取り扱います。

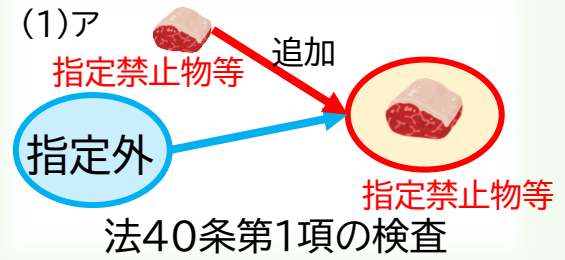


【製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの】

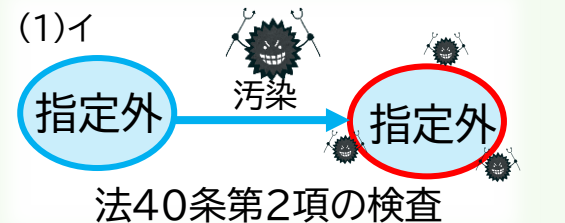
(1) 指定禁止物等に由来する物のうち、指定外基準に該当する物及びこれを加工した物を、「監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」とし、指定禁止物等以外の物として取り扱う。ただし、以下に該当する物を除く。



ア 指定外基準に該当する物に、指定禁止物等を原料として追加している物



イ 監視伝染病の病原体を含む物又は監視伝染病の病原体に汚染されているおそれがある物



(2) 分類又は具体例に該当する種類の物であっても、基準に該当しない物については、指定禁止物等として取り扱う。

【注意】 指定外であっても輸入検査が必要なものがあります

- 輸入しようとする物が**指定外基準に該当する物**か、動物検疫所ウェブサイトに掲載する本通知の**最新版により確認**を行うこと。(7月1日掲載)

【注意】指定外基準は変更する場合があります、必ず最新情報を御確認ください。

<https://www.maff.go.jp/aqs/>  
<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/96.html>

- 輸入しようとする物が指定外の物に該当するか**不明な場合は**、輸入に先立ち、**動物検疫所の確認**を受けること。
- 家畜防疫官の求めに応じ、**指定外基準に該当することの根拠となる書類等を提示**すること。

【注意】輸入したものが指定外基準に該当していることを証明するのは輸入者です。  
指定外基準に該当することが確認できない場合は、当該品を指定禁止物等として取り扱うことがあります。
- **検査が必要とされる物を輸入した場合**は、遅滞なく、輸入した港又は飛行場を管轄する動物検疫所に輸入検査申請を提出し、家畜防疫官から**検査を受けること**。

- **最終使用形態**: 輸入の時点において、輸入後そのまま使用できる状態にまで加工されており、かつ目的の用途に供することが外観上も明らかな物をいう。
- **半製品**: 製品として完成はしていないが、用途が明確になるまで加工されており、他の用途に転用されるおそれのない物をいう。(例; 印材、ボタンプランク)
- **部分品**: 完成品を構成する個々の部品としての加工が完了しており、これらを組み合わせることのみにより最終使用形態となる物であって、他の用途に転用されるおそれのないものをいう。(例; 弦楽器の弓、筆の穂先)
- **HSコード**: 関税定率法別表の輸入統計品目番号のうち6桁までの番号をいう。
- **ペットフード**: 愛玩動物の栄養に供することを目的として使用される物をいう。ただし、偶蹄類の動物、馬及び家きん(規則第45条第1号ロに掲げる鳥類に限る。以下同じ。)に供する物を除く。
- **試験研究その他これに類する用途**: 試験研究用、医療用、検査用等、研究機関や医療機関など特定の閉鎖された施設で取り扱われる用途をいう。当該用途として国内で市販される場合を含む。
- **乳等命令**: 「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」(昭和26年厚生省令第52号)をいう。
- **乳等として対象とするHSコード**: HSコードのうち、第04.01項、第04.02項、第04.03項、第04.04項、第04.05項、第04.06項、第2309.10号、第2309.90号、第3502.20号又は第3502.90号をいう。

# 動物検疫所長が定める具体的事項 (指定外基準)

---

各論

# 1, 2 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品

2026年8月10日  
動物検疫所説明会資料一部修正

【基準】以下のいずれか。以下同じ。

- ① 輸入の時点で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(昭和35年法律第145号)に基づく承認を得ていること。  
② 医療用、獣医療用、薬用又は化粧品用の製品として、生産国において商品として流通していること。
- 医療用、薬用又は化粧品用として最終使用形態となっていること。

## 【注意】

獣医療用は直接家畜に用いられる可能性があることから、承認されているもの若しくは生産国で商品として流通していることが確認する必要があります。



## 【具体例】

- 医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品
- ゼラチンカプセル、止血材(コラーゲンスポンジ等)、外科用の縫合材(コラーゲン糸、腸線等)、眼科用コラーゲンシールド、骨補填剤、漢方薬(\*) (鹿茸スライス、鹿茸粉、レイヨウ角粉、牛角粉、牛黄(牛の胆の中の結石)、牛黄粉、牛胆粉、豚胆粉、じゃこう(ジャコウジカのじゃ香腺から得た抽出物)粉、蜂子粉等)、免疫グロブリン製剤、治療用又は予防用に調整した薬剤、ワクチン、美容液、化粧水、クリーム

(\*)漢方薬には、生薬(日本薬局方又は日本薬局方外生薬規格に収載されているもの)を含みます。ただし、他の用途に転用される可能性のないものに限りします。

## 【注意】

動物用医薬品等を輸入する際には、医薬品医療機器等法※に基づき農林水産省での手続が必要です。

個人で輸入される動物用医薬品等が医薬品医療機器等法※上、適正に輸入・使用されるか否かを確認するため、輸入確認書類の提出をお願いしています。

医薬品も地方厚生局で  
輸入確認が必要

※ 医薬品医療機器等法: 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律

[https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y\\_import/kakunin.html](https://www.maff.go.jp/j/syouan/tikusui/yakuzi/y_import/kakunin.html)

# 3, 4 容器包装詰め加圧加熱殺菌製品

## 【基準】

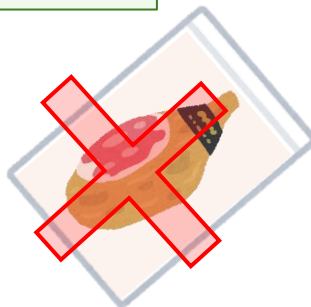
- 3 内容物と容器が十分に接する状態で気密容器に詰められ、密封後に製品の中心部まで加圧加熱殺菌(F0値3(121.1℃3分間加熱したときの加熱効果と同等)以上)して工業的に製造されていること。ただし、製品の水分含量が40%を超える物又は水分活性が0.85以上である物に限る。
- 4 液体を含み、内容物と容器が十分に接する状態で気密容器に充填され、未開封で常温12か月間以上の保存が可能であること。ただし、工業的に製造された物に限る。

## 【注意】

水分量が少ないと加熱による蛋白質変性効果が低下し、同じ温度でも殺菌効果が低くなることから、この基準は適用できません。

## 【具体例】

缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品、レトルトパウチ  
ペットフード、トレー入りレトルト製品



## 【121.1℃3分間加熱したときの加熱効果と同等】

Z値10で換算小数点切上げ、110℃以上

例: 温度(℃) 時間(分)

130℃ 1分間

125℃ 2分間

120℃ 4分間

115℃ 13分間

110℃ 39分間

【注意】密封とは、外気の侵入や内容物の漏れを防ぐように完全に閉じられている状態です。  
チャック袋(ジッパー)や金属クリップ等により結紮した容器は、密封として取り扱いません。  
加圧加熱殺菌されている製品の基準なので明らかに加熱がされていない製品は含まれません。

## 5 楽器

2026年6月24日  
動物検疫所説明会資料

### 【基準】

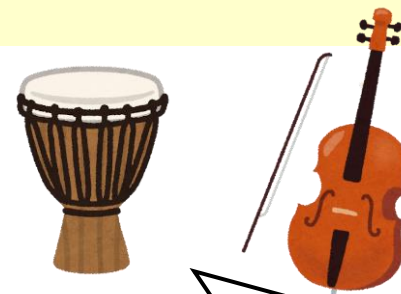
**楽器及びその半製品又は部分品**であること。ただし、楽器として使用できるまでに加工(組み立て等を除く。)されている物に限る。

HSコード第92類(楽器並びにその部分品及び附属品)に分類される物を基本とします。

【注意】 馬毛の束など、楽器以外の用途に加工しうる段階のものは含みません。

### 【具体例】

三味線、三味線の部品(駒、撥、糸巻き等)、ギター、ギターの部品(ナット、サドル等)、ショファル、キハーダ、チャフチャス、太鼓、太鼓用の皮、三味線、三味線用の皮、マレット、ミュート、馬頭琴、弦楽器の弓、弓の弦、弦楽器の弦、スネアドラムの響き線



太鼓の打面には牛皮、山羊皮、馬皮等が使われ、弦楽器の弓は馬毛が用いられてます。

## 6 工芸品、日用品、服飾品、雑貨

【基準】 **工芸品、日用品、服飾品若しくは雑貨又はこれらの半製品若しくは部分品**であること。

HSコード第96類(雑品)に分類される物など

【注意】 未加工の羽、角、骨などは含みません。

### 【具体例】

ボタン、ボタンプランク、印章、印材、彫刻、ブラシ、刷毛、筆、羽ぼうき、穂首、食器、装飾品(イースターエッグ、ファベルジェの卵、ピーサンカ等)、彫刻用又は細工用の材料(加工したものに限る。)や製品



## 7 標本、剥製

【基準】標本若しくは剥製又はこれらの部分品であること。

組織標本、固定組織は分類38にも該当

HSコード第97.05項(標本(動物学、解剖学))など  
【注意】他の用途に転用しうるものは含みません。

### 【具体例】

骨格標本、トロフィー、剥製(仮剥製、フリーズドライ剥製等)、標本

### 【剥製・標本の種類】

仮はく製(簡易はく製):学術研究用に標本対象の皮を剥がして防腐処理を施し、必要最低限の損充剤を詰めて縫い合わせたもの。

本はく製:展示・鑑賞・装飾用に仮はく製の加工に加えて骨格の損充・補強を施し安定的に成型し、外観を整えたもの。

フリーズドライはく製:冷凍乾燥により保存性を高めたもの。小型動物の標本で用いられるが、完成後も防湿や虫害等による劣化を防ぐ必要がある。

骨格標本:除肉した骨を脱脂、漂白した物。

## 8 工業用品

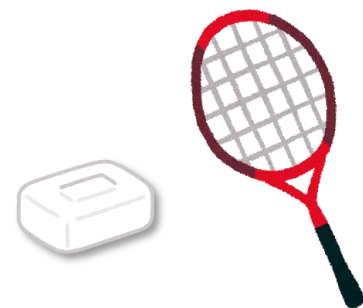
### 【基準】

工業用品又はその半製品若しくは部分品であること。検査や評価に供するために加工調製されたものを含む。

HSコード第34類(せっけん、ろうそく等)、第35.06項(膠着剤、接着剤等)、  
第42.06項(テニスのナチュラルガット等)、第95.06項(テニスラケット等)の物など。  
他の用途に転用しうるものは含みません。

### 【具体例】

石鹼、ろうそく、工業用潤滑油、テニスラケットのガット、標準人工汚染布、汚垢布、洗浄工程インジケータ、洗浄評価インジケータ



## 9 オセイン

動たん

【基準】骨を酸処理し、脱灰(石灰質を溶出)した物であること。

【具体例】オセイン(HSコード第0506.10項)

【動物性加工たん白質の規制】

輸入者から提出された輸入後の加工工程書、誓約書等から以下を確認。

1 以下の条件により加工処理されるものであること

①長期のアルカリ処理(石灰漬け)

②ろ過

③138℃4秒の加熱処理又はこれ以上の加熱処理

2 製造されるゼラチンは家畜の飼料及び肥料又はこれらの原材料に供されるものではないこと。

## 10 リン酸カルシウム

動たん

【基準】骨を酸処理し、溶出した脱灰液を中和して得られた物であること。

【具体例】第1～3リン酸カルシウム、過リン酸石灰、重過リン酸石灰

【動物性加工たん白質の規制】生物由来の第2リン酸カルシウムに関する条件

輸出国政府機関の発行する証明書により、家畜由来の脂肪及びたん白質を含有しないことを確認。

\* 鉱物由来の場合は鉱物由来であることを輸出国政府機関の発行する証明書等により確認。

鉱物由来の  
ものもあり



# 11 骨炭及びその派生品

動たん

【基準】炭化した骨又は炭化の過程で得られるタール状の油脂(ジッペル油)であること。

【動物性加工たん白質の規制】

骨炭については、製糖用又は浄水ろ過材用ものに限り、以下を確認の上で輸入が可能(ジッペル油は「動物性油脂」を参照。)

1. BSE非発生国政府機関が発行した以下の条件を記載した検査証明書の添付。

①BSE非発生国原産であること。

②健康な家畜由来であること。

③特定部位による汚染のない方法で採取され、特定危険部位を含まないこと。

④700-800℃で8時間以上の炭化処理がされていること。

2. 製糖用又は浄水ろ過材用として使用される使用場所であること。家庭用浄水器用ろ過材用骨炭として使用されないこと。

3. 輸入者から当該品の使用計画、使用記録等が提出されること。

4. 残渣の処理が適切になされること。

# 12 骨灰

動たん

【基準】灰化した骨であること。

【動物性加工たん白質の規制】 輸出国政府機関の発行する証明書により、1,000℃以上で灰化処理されていることを確認。

# 13 骨成分入り食品又はペットフード

動たん

【基準】一成分として骨成分を含む食品又はペットフードであって、**骨の形状が認められず**、製品として**最終使用形態**になっていること。

【具体例】骨カルシウムを添加した健康食品又はペットフード

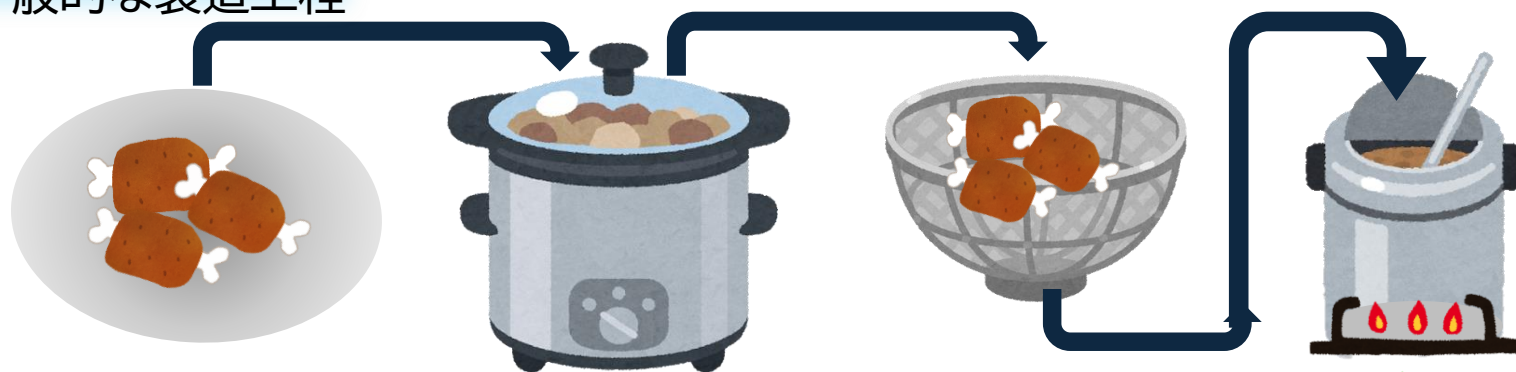
【動物性加工たん白質の規制】ペットフード用は検査が必要

## 【基準】

- 14 骨、肉、皮等を一時間以上煮沸するか、これと同等以上の湿熱による加熱処理により得られた液汁であること。  
ただし、ろ過や遠心分離等により目に見える固形物が除去された物に限る。
- 15 骨、肉、皮等を湿熱で加熱処理して得られた液汁を、ろ過、遠心分離等により目に見える固形物を除去した後、100℃以上で10分間以上又はこれと同等以上の加熱処理を行った物であること。

【具体例】ビーフエキス、ポークエキス、チキンエキス、チキンブロス、スープストック、エキスパウダー

## 一般的な製造工程



基準14又は15のいずれかを  
満たせば**指定外**となります。

濃縮  
噴霧乾燥(スプレードライ)

### 【基準14の加熱】

肉や骨が入っている状態で**1時間**以上煮沸(**100℃**)  
(消毒基準)

### 【これと同等】

Z値10で換算小数点切上げ、85℃以上  
例: 115℃2分間 110℃6分間、  
105℃19分間 95℃190分間、  
90℃600分間 85℃1,898分間

### 【基準15の加熱】

液状にしてから**100℃以上で10分間以上**  
(WOAHの炭疽不活化基準)

### 【これと同等】

Z値10で換算小数点切上げ、85℃以上  
例 110℃1分間 105℃4分間、  
95℃32分間 90℃100分間、  
85℃317分間

## 【注意】

- 初回製品は書類等で製造工程を確認します。
- 現物検査により固形物がないことを確認することがあります。

# 16, 17 動物性油脂

動たん

2026年6月24日  
動物検疫所説明会資料

## 【基準】

16 骨、脂肪、皮等を100℃以上で1時間以上又はこれと同等以上の加熱処理を行い、溶出その他の方法で抽出した油脂及びこれらを圧搾等により分別した油脂であること。

17 骨、脂肪、皮等を加熱処理し、抽出、圧搾等により分別した後、目に見える固形物を除去し、100℃以上で10分間以上又はこれと同等以上の加熱処理を行った油脂であること。

【具体例】イエローグリース、骨油、骨脂肪、タロー、動物性粉末油脂、ラード油、鶏油、ラードステアリン

## 【動物性加工たん白質の規制】

輸出国政府機関の発行する証明書により、不溶性不純物の含有量が0.15%以下であることを確認。

(食用等の用途確認により対応する場合もあり)

# 18 動物性精製油脂

動たん

【基準】 骨、脂肪、皮等の組織を加熱し、溶出その他の方法で抽出した油脂及びこれらを圧搾等により分別した油脂を脱ガム、脱酸、脱色、脱臭等により精製した物であること。

【具体例】脂肪酸(リノール酸、ステアリン酸等)、ラード、精製タロー、グリセリン、マーガリン、ショートニング、離型油、ボイル油、酸化油、硫化油、水素添加油脂、潤滑油

## 【動物性加工たん白質の規制】

輸出国政府機関の発行する証明書又は輸入者若しくは使用者から提出される加工工程表又は成分組成表等(以下「輸出国政府機関の発行する証明書等」という。)により化学精製処理等がされていることを確認。

(食用等の用途確認により対応する場合もあり)

## 19 ゼラチン、コラーゲン、にかわ

動たん

### 【基準】

- ① 骨等を酸又はアルカリ処理して製造されるコラーゲン、ゼラチン又はにかわであること。
- ② 骨等を蒸製して分離されたにかわ原液、これに由来するにかわ若しくはにかわかす又はこれを精製して製造されたゼラチンであること。

【具体例】ゼラチン、コラーゲンペプチド、にかわ、コラーゲン(水溶性コラーゲン、アテロコラーゲン、サクシノイルアテロコラーゲン等)

### 【動物性加工たん白質の規制】

輸出国政府機関の発行する証明書により、①豚由来であること、又は②皮由来のもの、若しくは③骨由来のものであって、頭蓋骨及び椎骨(尾椎を除く。)が除去され、かつ、加圧下での洗浄、酸による脱灰処理、長期のアルカリ処理(石灰漬)、ろ過及び138℃以上4秒間の殺菌処理が行われていることを確認。  
(食用等の用途確認により対応する場合もあり。)

## 20 加水分解たん白質

動たん

【基準】肉や皮等の組織を酸、アルカリ、酸化剤、還元剤、酵素等により加水分解して得られた蛋白質及びその分解物であること。ただし、未分解の固形物が残留していない物に限る。

【具体例】ケラチン、シスチン、プラセンタエキス、加水分解たん白質、血液ペプチド

### 【動物性加工たん白質の規制】

飼料及び肥料に供されるもの又はその可能性のあるものについては輸入停止中。  
(ペットフード用原料の場合は、家畜衛生条件に基づき輸入する必要あり)

# 21 調味料、調味液

動たん

2026年6月24日  
動物検疫所説明会資料

## 【基準】

加熱処理、加水分解等の処理を加えた肉、臓器、脂肪等を原料の一部として含む食品又はペットフードであって、**最終使用形態**となっていること。ただし、肉、臓器、脂肪等の**固形物が認められないもの**に限る。

【具体例】調味料(スープの素、コンソメ等)、調味液、フレーバー、ペットフードのコーティング剤

【動物性加工たん白質の規制】ペットフード用は検査が必要



# 22 犬用ガム(ドッグチュー)

【基準】皮を十分に**アルカリ処理**して加工した**犬用ガム**(裁断、成型する前の物を含む。)であること。

アルカリで中心が膨潤するまで浸漬されている必要があります

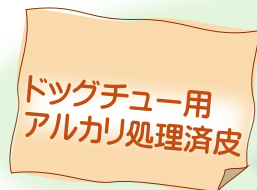
【具体例】犬用ガム(ドッグチュー)

## 【注意】

- ✓ 乳製品となる犬用ガムや、十分なアルカリ処理がされていない皮の犬用ガムは指定検疫物です。
- ✓ 裁断・成型前で最終使用形態になっていないものは輸入検査が必要です。輸出国政府機関発行の検査証明書を添付して申請してください。



指定検疫物



検査要

検査要



指定外

## 23 革及び革製品

【基準】皮又は毛皮をなめし加工した物であること。本なめしの工程中の物を含む。

【具体例】なめし革(クラストレザー、ウェットホワイト、ウェットブルー、シャモア革等)、なめし済みの毛皮、革製品(鞆、財布等)、毛皮製品(帽子、ストール、マフラー、敷物等)、パテントレザー、コンポジションレザー、衣類

【動物性加工たん白質の規制】 革粉(レザーミール)

動たん

規制対象となっている皮粉には、家畜の皮を破砕・粉砕した物を言い、レザーミール(鞣した皮を粉末状にしたものをいう。)も含まれており、輸出国において我が国と同等の安全確保措置が講じられているとして家畜衛生条件を取り決めて輸入されるもののみが輸入停止措置の除外対象となる。

## 24 工業洗淨羊毛

【基準】洗剤を用いた洗淨、すすぎ及び熱風乾燥した羊毛であること。

【具体例】HSコードが第5101.21号又は第5101.29号に分類される物(スカードウール)

【注意】 未処理の原毛や不十分な処理の羊毛、羊毛以外の獣毛は含みません。

## 25 化炭処理羊毛

【基準】無機酸又は酸性塩溶液中に浸漬し、化学的に植物夾雑物を除去した羊毛であること。

【具体例】HSコード第5101.30号に分類される物(カーボナイズドウール)

【注意】 羊毛以外の獣毛は含みません。

## 26 ウールグリース

動たん

2026年6月24日  
動物検疫所説明会資料



【基準】羊毛の工業洗浄過程で回収されるウールグリース及びその派生物であること。

【具体例】ウールグリース、ウールグリース精製物(ラノリン、ウールアルコール、ビタミンD3、ウールグリースオレイン、ウールグリースステアリン)

【動物性加工たん白質の規制】

化学精製処理等により得られる脂肪酸等であることを輸出国政府機関の発行する証明書等で確認。

## 27 毛製品



【基準】毛を染色、漂白、カーディング又はコーミングした物であること。

【具体例】染色毛、毛糸、糸、フェルト、衣類、カーデッドウール、スラッピング、スライバー、コームドウール、ウールトップ、カーデッドカシミヤ、カーデッドモヘア等のカーデッド獣毛、カシミヤトップ、モヘアトップ、アルパカトップ等の獣毛のトップ

## 28 羽毛製品

【基準】

- ① 羽毛を染色又は漂白した物であること。
- ② 羽毛を加工した最終使用形態の製品であること。



【具体例】染色羽根、衣類や装飾品用の羽根、毛針用の羽根、羽根布団等の寝具、ダウンジャケット等の衣類、オーナメント等の装飾品、羽飾り、矢、バドミントンのシャトル、毛針

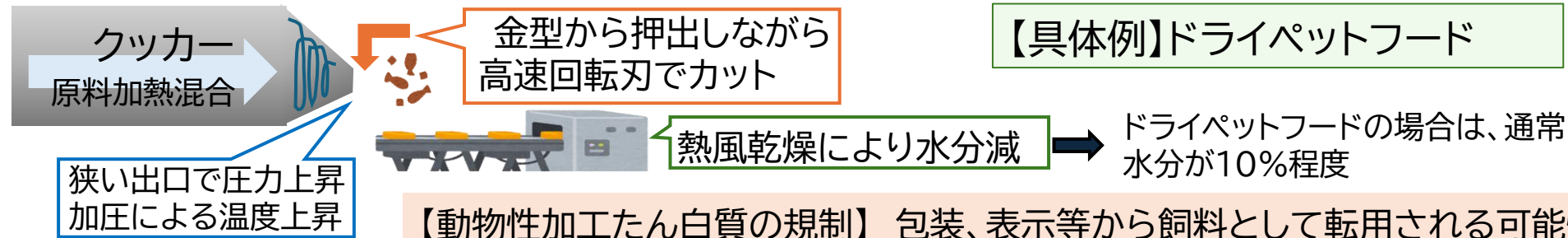
## 29 ドライペットフード

動たん

2026年6月24日  
動物検疫所説明会資料

### 【基準】

原料を加熱混合しエクストルーダーで発泡成形した後、熱風乾燥工程を経て製造された物であること。ただし、原料が視認できない物であって硬質な粒状の物に限る。



### 【具体例】ドライペットフード



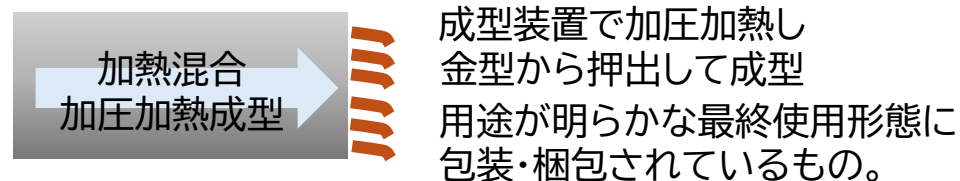
【動物性加工たん白質の規制】 包装、表示等から飼料として転用される可能性のないこと。

## 30 愛玩動物、実験動物又は展示動物用飼料

動たん

### 【基準】

原料を加熱混合後、成型装置で加圧加熱成型した物又はこれを粉砕した物であること。ただし、加工の工程で、湿熱により少なくとも100℃1時間以上又はこれと同等以上の加熱処理がされ、原料が視認できない物であって、偶蹄類の動物、馬及び家きんを除く愛玩用、実験用又は展示用の動物に供する物として最終使用形態になっているものに限る。



【具体例】愛玩鳥類用ペレット飼料、エキゾチックアニマル用ペレット飼料、げっ歯類用ペレット飼料、動物園動物用ペレット飼料

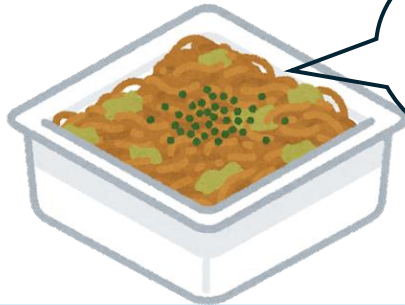
【動物性加工たん白質の規制】 包装、表示等から飼料として転用される可能性のないこと。

## 【基準】

- ① **カップ入り即席食品**(鍋等での加熱調理工程を経ず、**カップに湯を加えることで完成**するものに限る)として最終使用形態となっている物に含まれる具であって、乾燥している物であること。ただし、**工業的に製造**された物に限る。
- ② **袋入り即席食品**(鍋等での加熱調理工程を経ず、**器に移して湯を加えることで完成**するものに限る)として最終使用形態となっている物に含まれる具であって、乾燥している物であること。ただし、**工業的に製造**された物に限る。

## 【具体例】カップ麺の具、カップ焼きそばの具、カップパスタ

### 例:カップ焼きそば



肉入りの具が入っている即席めん。  
お湯を加えるだけで完成。

### 例:調理を伴うもの



鍋で調理することで完成。

## 32 分画精製物

【基準】 以下のいずれかの方法により分画又は精製した物であること。ただし、試験研究その他これに類する用途に用いる物に限る。

【認められている分画・精製の方法】

・加熱分画法

・硫酸アンモニウム沈殿(分画)法

・低温有機溶媒処理(コーン分画)法

・アフィニティークロマトグラフィー法

・イオン交換クロマトグラフィー法

・クロマトフォーカシング法

・疎水性相互作用クロマトグラフィー法

・ゲルろ過クロマトグラフィー法

・電気泳動法

・ネガティブセクション法

【具体例】精製抗体(免疫グロブリン)、精製ヘパリン、精製フェツイン、精製セファリン、精製トロポミオシン、血清アルブミン(BSA)、精製リゾチーム、精製アビジン、精製卵黄抗体、精製核酸、精製尿中たん白質

## 33 酵素、ホルモン、胆汁酸

【基準】 臓器等から抽出精製された酵素、ホルモン又は胆汁酸であること。

【具体例】レンネット、トリプシン、ペプシン、パンクレアチン、カタラーゼ、リパーゼ、精製ホルモン、精製酵素、胆汁酸

抽出・精製方法が分類32の認められている方法に該当する場合には、分類32でも指定外になります。

【注意】 酵素、ホルモン又は胆汁酸以外のものについては、抽出した物であっても指定検疫物として取り扱います。

試験研究用の場合は、施行規則第46条第1項に基づく検査証明書添付の除外「☐ 肉又は臓器由来の抽出物」を適用できるものがあります。

## 34 培地、検査試薬

【基準】 検査用品又は試薬製品であって、**肉等の固形物を含まず、最終使用形態**となっていること。

【具体例】培地基剤、培地添加剤、検査試薬、細胞培養キット

【HSコード】 第38.21項(微生物の培養又は維持のために調整した培地)  
第38.22項(診断用又は検査用の試薬)など。

肉エキス、加水分解たん白、粉卵を含む培地や試薬(反応液、緩衝液、反応促進剤、ブロッキング剤等)等がこの分類に該当します。  
血液を含む物は分類35として取り扱います。また、認められる方法で抽出・精製されているものは分類32でも**指定外**になります。

## 35 試験研究用品

【基準】 血液又は血液の**分画物**若しくは肉、臓器等に**由来する成分を構成成分の一部として含む**試験研究その他これに類する用途に用いる**検査用品又は試薬製品であって、最終使用形態**となっていること。

【具体例】血液添加培地、血液寒天培地、細胞培養キット、生体材料採取カードに添加された肉又は臓器の抽出物、生体材料採取カードに添加された血液又はその分画物

血液又は血液、肉、臓器等の分画物若しくは抽出物が成分として混合物の一部として含まれるものを対象としており、単一の構成成分の場合(FBS等)は本分類には該当しません(**指定検疫物**です)。

## 36 検査診断キット

【基準】 **検査診断キット**として、**最終使用形態**となっていること。

【具体例】検査診断キット(標準血清や抗血清を含む検査診断キットとして完成している物等)

用途が極めて限定的で使用方法が明確な製品を対象としています。  
使用場所に制限はありません。

【注意】 監視伝染病の検査や診断に用いる物は検査が必要です。

検査要

## 37 検査診断製品

【基準】研究機関や医療機関など**特定の閉鎖された施設内での特定の検査や診断に用いることが明らかになるまで**加工又は調製された物であって、**右欄に掲げるもの**であること。製品として**最終使用形態**となっていること。

### 【右欄に掲げるもの】

- |                                 |                            |
|---------------------------------|----------------------------|
| ① 試験研究に用いるための細胞に添加された脳由来抽出物     | ④ 補体を含む血清(補体血清、補体が添加された血清) |
| ② 試験研究に用いるための細胞に添加された血清         | ⑤ 指示陽性血清                   |
| ③ 抗体を含む血清(免疫血清(抗血清)、抗体が添加された血清) | ⑥ 生化学検査等に用いる校正用標準血清        |

【具体例】試験研究に用いるための細胞に添加された脳由来抽出物、試験研究に用いるための細胞に添加された血清、抗体を含む血清(免疫血清(抗血清)、抗体が添加された血清)、補体を含む血清(補体血清、補体が添加された血清)、指示陽性血清、生化学検査等に用いる校正用標準血清

【注意】  
監視伝染病の検査や  
診断に用いる物は検査が必要です。

検査要

## 38 固定組織、プレパラート

【基準】アルデヒド類やアルコール類で組成される**固定液中で固定した組織又はプレパラート**であること。

【具体例】固定組織(胎児等個体全体を固定したものを含む)、パラフィンブロック、プレパラート、含浸標本(プラスチックネーション標本)、スタンプ標本

使用場所は研究機関や医療機関に限られていないため、展示目的や学術目的での輸入も可能です。  
固定液が浸透し、中心部まで固定されている必要があります。

## 39 不活化血液、血清

【基準】以下のいずれかの方法により処理した血液又はその分画物であること。ただし、試験研究その他これに類する用途に供する物に限る。

【認められている処理方法】

- ・一時間以上の煮沸
- ・薬剤（ホルマリン、 $\beta$ プロピオラクトン又はグルタルアルデヒドに限る。）の添加

【具体例】ホルマリン加血液／血清、 $\beta$ プロピオラクトン加血液／血清、グルタルアルデヒド加血液／血清、固定全血、固定血球、陽性検体パネル

【注意】腐敗や変質を防ぐための薬剤が添加された血液（例；アジ化ナトリウム添加血清）は、**指定検疫物**です。

## 40 株化細胞

【基準】

試験研究その他これに類する用途に用いる**株化細胞（培養細胞を継代する過程で不死化した細胞）**であること。

【具体例】株化細胞（不死化細胞（immortalized cells））

【注意】初代培養細胞を含む未株化細胞やES細胞（胚性幹細胞）を輸入する場合は、試験研究用であっても**指定検疫物**です。

【参考】規則第46条第1項(証明書の添付除外)(参考)

家畜伝染病予防法施行規則 第46条第1項

(輸入のための検査証明書等の添付の除外)

法第37条第2項第一号の農林水産大臣の指定する場合は、次に掲げる場合とする。

一、二 (略)

三 試験研究の用に供するための人又は動物の細胞に添加された血清を輸入する場合

四 農林水産大臣が指定する施設において試験研究の用に供するための指定検疫物(前号に規定する血清を除く。)を輸入する場合

これらは指定検疫物



- 三 試験研究又は実験室内若しくは検査室内で検査の用に供するためのものであって、次に掲げるものを輸入する場合
- イ 指示血清
  - 第45条第1項第1号の動物の肉又は臓器由来の抽出物
  - ハ 第45条第1項第1号の動物の細胞
  - ニ 腐敗や変質を防ぐための薬剤が添加された血液

| 指定禁止物等         |                                                    | 指定外(動検所長通知)                                |
|----------------|----------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 要検査証明書(規則第45条) | 検査証明書添付除外(規則第46条)                                  |                                            |
| 試験研究用血清        | 陰性指示血清                                             | 特定の検査用の細胞に添加された血清、免疫血清、補体血清、指示陽性血清、校正用標準血清 |
| 肉、臓器乳剤         | 肉又は臓器を加工した抽出物<br>(ただのしぼり汁はNG)<br>例:BPE(牛脳下垂体由来抽出物) | 特定の方法で分画精製されたもの<br>特定の試験研究用に細胞に添加された脳由来抽出物 |
| 培養肉            | 初代培養細胞を含む未株化細胞                                     | 株化細胞                                       |
|                | 変敗防止薬剤*が添加された血液                                    | 不活化**血清・血液                                 |

\*アジ化ナトリウム等

\*\*ホルマリン、βプロピオラクトン又はグルタルアルデヒド添加

## 41 加熱又はアルカリ処理による変性卵

### 【基準】

加熱又はアルカリ処理することにより、完全に卵蛋白質が凝固変性している卵であること。  
ただし、卵白又は卵黄以外の組織を含む物(バロット等)を除く。



【具体例】 固ゆで卵、燻製卵、皮蛋、松花蛋、彩蛋、卵焼き、オムレツ、ロングエッグ、タマゴサンド、ケーキ、菓子

## 42 卵入り食品及びペットフード

【基準】卵を主原料(原料に占める重量の割合が最も高いもの)としない食品又はペットフードであること。

【具体例】 生地、卵麺、アイスクリーム、カスタードクリーム、調味料(マヨネーズ、ドレッシング、ソース等)、  
卵たん白質入りペットフード

## 43 卵黄抽出物

【基準】 卵黄から以下のいずれかの方法により抽出した油分であること。

### 【認められている処理方法】

- ・加熱濃縮及び圧搾
- ・有機溶媒の添加

【具体例】 卵黄油、レシチン

この他、分類32の抽出・精製方法によって製造されたものも指定外です。

## 44 加熱粉卵

動たん

【基準】 **噴霧乾燥製法**により製造した粉卵であること。

【具体例】 スプレードライ粉卵（全卵粉、卵黄粉、卵白粉）

【動物性加工たん白質の規制】 卵及び卵製品由来のものであることを輸出国政府機関の発行する証明書等で確認。

## 45 加熱卵殻(膜)

動たん

【基準】 卵殻又は卵殻膜を**洗浄、乾燥後に粉砕**し、以下の**いずれかにより加熱処理**されている卵殻(膜)であること。

- ① 51.7℃73.2時間、54.4℃50.4時間、67℃20時間の加熱処理
- ② 100℃以上の加熱処理

【具体例】 卵殻粉、卵殻膜粉、炭酸カルシウム、卵殻カルシウム

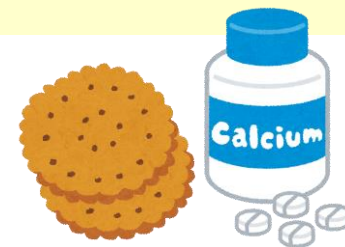
【動物性加工たん白質の規制】 卵及び卵製品由来のものであることを輸出国政府機関の発行する証明書等で確認。

## 46 卵殻入り製品

【基準】 **卵殻を原料の一部として含む**製品であって、製品として最終使用形態になっていること。

【具体例】 卵殻カルシウムを添加した健康食品又はペットフード

粉砕・成分化された卵殻粉末(エッグシェルカルシウム)を原料の一部として配合した菓子等の食品で製品として工業的に製造されている物などがこの分類に含まれます。



## 47 乳のうち常温保存可能品

【基準】 乳等命令で定める常温保存可能品に該当する物であること。

【乳等命令における常温保存可能品の定義】

連続流動式の加熱殺菌機で殺菌(120℃4分又はこれと同等以上)した後、あらかじめ殺菌した容器包装に無菌的に充填したものであって、摂氏10度以下で冷却して保存することを要しないもの。

【具体例】 常温保存可能品(LL牛乳等)

この他、乳児用液体ミルク等、無菌充填された乳製品も常温保存可能品の定義に合えば本分類になります。

## 48 無糖練乳

【基準】 乳等命令で定める無糖練乳又は無糖脱脂練乳に該当する物であること。

【乳等命令における定義等】

無糖練乳：濃縮乳(生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳を濃縮したもの)であって直接飲用に供する目的で販売する物。

無糖脱脂練乳：脱脂濃縮乳(生乳、牛乳、特別牛乳又は生水牛乳から乳脂肪分を除去したものを濃縮したもの)であって、直接飲用に供する目的で販売する物。

製造の方法の基準(無糖練乳、無糖脱脂練乳共通)：容器に入れた後に115℃以上で15分間以上加熱殺菌すること。

【具体例】 無糖練乳、無糖脱脂練乳、エバミルク

## 49 発酵乳、乳酸菌飲料

【基準】 乳等命令で定める発酵乳又は乳酸菌飲料に該当する物であること。

【乳等命令における定義】

乳又はこれと同等以上の無脂乳固形分を含む乳等を乳酸菌又は酵母で発酵させ、糊状又は液状にしたもの又はこれらを凍結したもの。無脂乳固形分が3%以上のものを発酵乳、3%未満のものを乳酸菌飲料という。

風味付けや添加だけではダメ



【具体例】発酵乳(ヨーグルト)、乳酸菌飲料

## 50 バターオイル

【基準】 乳等命令で定めるバターオイルに該当する物であること。

【乳等命令における定義】

バター又はクリームを原料として、ほとんど水分及び乳固形分を除去し、乳脂肪分を主成分としたもの。

【具体例】バターオイル、ギー

## 51 プロセスチーズ

【基準】 HSコード第04.06項のうちプロセスチーズであること。

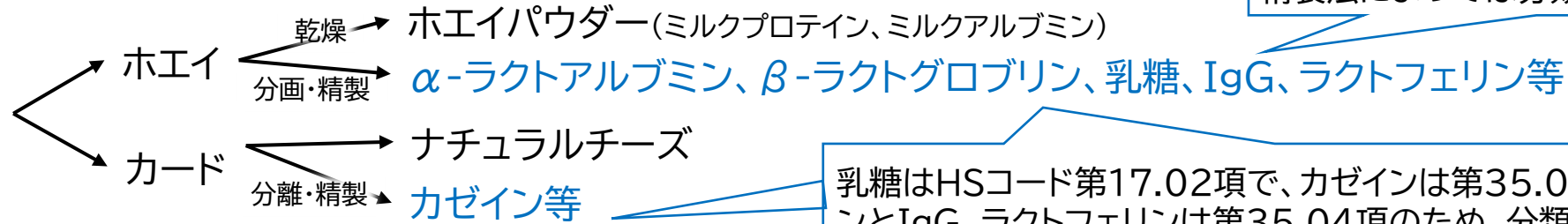
【乳等命令における定義】

ナチュラルチーズを粉碎し、加熱溶融し、乳化したもの。

【具体例】プロセスチーズ

## 52 乳を原料とする分画精製物

【基準】 生乳又は乳等を分画精製した物であること。



精製法によっては分類32でも指定外となる。

乳糖はHSコード第17.02項で、カゼインは第35.01項、 $\beta$ ラクトグロブリンとIgG、ラクトフェリンは第35.04項のため、分類54でも指定外となる。

## 53 乳入りのペットフード又は飼料

【基準】

原料(添加した水は原料として換算しない。)の重量に占める生乳及び乳製品の割合が50%未満であり、かつ常温保存可能なペットフード又は飼料であること。ただし偶蹄類の動物に与えるものを除く。



【具体例】ドライペットフード、乳製品を少量使用したペットフードのうち常温保存可能なもの

⇒ HSコード第2309.10号又は第2309.90号のうち上記基準に合致するペットフード又は飼料は指定外です。



## 54 乳を成分に含有する物のうち、対象のHSコードに該当しないもの

【基準】 乳を成分に含有する物のうち、乳等として対象とするHSコードに分類されない物であること。

HSコード第04.01項、第04.02項、第04.03項、第04.04項、第04.05項、第04.06項、第2309.10号、第2309.90号、第3502.20号又は第3502.90号。

## 55 10kg以下の乳製品

### 【基準】

乳等として対象とするHSコードに分類される物のうち、**販売又は営業上使用することを目的としていない物**であって、**10kg以下のもの**。ただし、飼料用のものを除く。

郵便物等で輸入される個人消費用、社内検討用サンプル等で10kg以下の物については引き続き**指定外**として取り扱います。

【注意】販売又は営業上使用するもの、飼料用のものは**指定検疫物**です。

## 56 きこの菌床

検査要

### 【基準】

糞等を発酵させて堆肥とした物に、きのこ類の菌糸を接種した**菌床**であって、**最終使用形態**となっていること。

【具体例】マッシュルーム栽培用菌床(培地)

【注意】 **輸入検査が必要です。**

完熟たい肥を原料に菌糸を接種した菌床であることを確認します。

## 57 炭、灰又は溶成物

【基準】 指定禁止物等を**炭化、灰化又は溶成した物**であること。ただし、骨炭又は骨灰を除く。

【具体例】鶏糞灰、炭化鶏糞、炭化豚糞、溶成肥料

高温な処理により病原体の不活化が見込まれるため。**骨炭は分類11、骨灰は分類12で指定外**です。

## 58 蜜蜂由来の分泌物

【基準】 蜜蜂の体内で分泌、産生される分泌物又はそれを主成分として形成される物であること。

【具体例】蜂蜜、巣蜜、蜜ろう、ロイヤルゼリー、プロポリス

【注意】 巣脾として輸入する場合は虫体の残存や監視伝染病の病原体に汚染されているおそれがあることから、**法第40条2項に基づく輸入検査の対象**とします。また、**汚染が否定できない場合には消毒等の措置が必要**となります。 **蜜蜂の虫体(幼虫等も含む)は指定検疫物**です。



## 59 バガス

【基準】 **製糖用の植物**の茎葉から糖液を搾汁した後に得られる繊維状の副産物であること。

食用のものからの派生

【具体例】発酵バガス、バガス

## 60 植物の茎葉を原料とするペレット

【基準】 植物の茎葉を細切又は粉碎し成型装置で加圧加熱成型した**硬質なペレット**であること。ただし、加工の工程で、**湿熱で80℃10分間又はこれと同等以上の加熱処理**がされたものに限る。

Z値10で換算小数点切上げ、80℃以上  
例: 85℃4分間、90℃1分間

【具体例】アルファルファペレット、ソルガムペレット、チモシーペレット

【注意】 以下のものは**指定禁止物等**です。(規則第43条の表の地域からのものに限る)  
ハイキューブ、飼料に転用のおそれがある穀物のわら・乾草製品(菰(こも)、むしろ等)、ペレット(加熱不十分のもの)

## 含気タイプの加圧加熱ペットフード

通常のレトルト製品と異なる性状(水分含量が低い、含気)の製品で、従前から輸入時に輸出国政府機関発行の検査証明書の添付を求めているが、今般、**指定禁止物等として整理**。

### 指定検疫物としての輸入条件(規則第43条の表の地域からの場合)

法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するものを定める件(平成29年農林水産省告示第306号)

輸入が禁止されている物から除外される物として、第3欄に

「肉のうち**農林水産大臣が指定する施設**において**農林水産大臣が定める基準**に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書を添付してあるもの」(➡A)

に加え

「肉又は臓器を原料とする加工品(**ペットフードに限る。**)であって**農林水産大臣の定める基準**に従って加熱処理したものである旨を記載した輸出国の政府機関の発行する証明書を添付してあるもの」(➡B)

農林水産大臣が指定する施設  
以外の施設で加熱処理した物も可

平成29年農林水産省告示第306号の農林水産大臣の定める基準(加熱基準)(昭和47年農林省告示第1439号)

#### 【Aの場合】(既存)

- ・偶蹄類の肉等:**煮沸又は100℃以上の蒸気により中心温度を1分間以上70℃以上に保つ、又は、湯煎熱風乾燥その他の方法により中心温度を30分以上70℃以上に保つ。**
- ・家きんの肉等:**中心温度を1分間以上70℃以上に保つ。**

#### 【Bの場合】(追加)

**中心温度を3分間以上121.1℃以上に保つか又はこれと同等の効果を有する方法により加熱処理を行うこと。**

# その他 注意事項等

---

指定港、申請注意等

輸入場所(指定港) 施行規則第47条(抜粋)

|   | 改正前                                                                                                                | 改正後                                                                                                                                     |
|---|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ① | 偶蹄類の動物、馬、家きん(鶏、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、うずら、あひる、がちょうなどのかも目の鳥類)、犬(身体障害者補助犬法に規定する補助犬を除く)、うさぎ、蜜蜂及びこれらの死体並びに家きんの卵(殻付きのものに限る。) | 偶蹄類の動物、馬、家きん(鶏、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、うずら、あひる、がちょうなどのかも目の鳥類)、犬(身体障害者補助犬法に規定する補助犬を除く)、うさぎ、蜜蜂及びこれらの死体並びに家きんの卵(殻付きのものに限る。) <u>及びこれを原料とする加工品</u> |
| ② | 家きんの卵(殻付きのものを除く。)、上記①の動物の肉、脂肪、血液、腱及び臓器並びにソーセージ、ハム及びベーコン                                                            | 家きんの卵(殻付きのものを除く。)、上記①の動物の肉、脂肪、血液、 <u>体液</u> 、腱及び臓器、細胞並びにソーセージ、ハム及びベーコン <u>並びにこれを原料とする加工品</u>                                            |
| ③ | ①の動物の皮、毛、羽、角、蹄、肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉                                                                            | ①の動物の皮、毛、羽、角、 <u>くちばし</u> 、蹄及び爪並びにこれを原料とする加工品並びに肉粉、肉骨粉、血粉、皮粉、羽粉、蹄角粉及び臓器粉並びにこれを原料とする加工品                                                  |
| ④ | ①の動物の骨及び骨粉(840マイクロメートル以下の生骨粉を除く。)                                                                                  | ①の動物の骨、 <u>歯牙</u> 及び骨粉(840マイクロメートル以下の生骨粉を除く。) <u>並びにこれを原料とする加工品</u>                                                                     |
| ⑤ | 840マイクロメートル以下の生骨粉                                                                                                  | 840マイクロメートル以下の生骨粉及びこれを原料とする加工品                                                                                                          |
| ⑥ | ①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿                                                                                          | ①の動物の生乳、精液、受精卵、未受精卵、ふん及び尿 <u>並びにこれを原料とする加工品</u>                                                                                         |
| ⑦ | 規則第43条の表の地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら及び飼料用の乾草                                                                       | 規則第43条の表の地域から発送され、又はこれらの地域を経由した穀物のわら及び飼料用の乾草                                                                                            |
| ⑧ | ①の動物の乳等                                                                                                            | ①の動物の乳等及びこれを原料とする加工品                                                                                                                    |

下線部が改正箇所。

歯牙は、令和9年1月施行後に追加されます。

# 申請に係る注意事項(NACCSコード)

令和8年7月1日申請分より適用

## 申請が必要となるもの(指定外)

1. 動物性加工たん白質の輸入停止措置に係る輸入検疫実施要領(平成17年8月12日付け17消安第2891号の別紙)等の観点から、指定外基準に合致していても輸入検査が必要なものがあります。
2. 動物性加工たん白質の規制を受けるもので、個別の品目コード(Pから始まるもの)が割り振られていないものについては(P990\*\*0000)を使用し、指定外基準の分類番号に続けて品名を記載してください。

例:45EGG SHELL POWDER

3. その他の指定外で申請するものは、(0000990000)のコードを使用し、分類番号に続けて品名を記載してください。指定外基準の分類番号がないものは品名のみ記載してください。

例:22COWHIDE DOG CHEW

## 指定検疫物で申請が変わるもの

1. 中心温度を3分間以上121.1℃以上に保つか又はこれと同等の効果を有する方法により加熱処理して輸入するペットフードは、畜種や部位に関わらず(7940900000)のコードを使用し品名及び畜種を入力してください。輸出国で家畜の伝染性疾病の発生がある場合にはコンテナ検査はできません(令和9年1月1日到着貨物から完全適用)。

参考:「輸入港の倉庫等で検査を実施するコンテナ詰め輸入畜産物について」(平成16年11月17日 16動検第881号)

2. 爪は(1300\*\*0000)、細胞は(7000\*\*0000)、くちばしは(1700\*\*0000)、その他(体液、獣脂かす等)は(7900\*\*0000)を使用し、品名が分かる記載をしてください。

例:DOG SALIVA、CHICKEN BEAK

最新のNACCSコードはウェブサイト([https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/anipas\\_code.html](https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/system/anipas_code.html))を御確認下さい。

- 適用の開始

令和8年7月1日以降に陸揚げされる貨物に適用されます。

- ウェブサイトでの御案内

動物検疫所のウェブサイトに関連情報やQ & Aを掲載しています、御確認ください。  
(<https://www.maff.go.jp/aqs/tetuzuki/product/shiteigai.html>)

- 令和8年10月1日から指定禁止物等にエミューが追加されます。

- 動物検疫所のメールマガジンに御登録いただくと、関連情報が配信されます。  
以下のウェブサイトから御登録ください。  
(農林水産省ウェブサイト <https://www.maff.go.jp/j/pr/e-mag/index.html>)